

第 61 回サービス統計・企業統計部会議事録

- 1 日 時 平成 27 年 12 月 21 日（月） 16:00～18:10
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者
 - （部 会 長） 西郷浩
 - （委 員） 野呂順一、宮川努
 - （審議協力者） 内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、埼玉県
 - （調査実施者） 経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室：間中室長ほか
 - （事 務 局） 内閣府統計委員会担当室：清水政策企画調査官
総務省政策統括官付統計審査官室：澤村統計審査官、内山国際統計企画官ほか

4 議 題 商業動態統計調査の変更について

5 議事録

○西郷部会長 それでは、第61回サービス統計・企業統計部会を開催させていただきます。
委員、審議協力者の皆様は、御出席いただきありがとうございます。
この部会の部会長は、西村委員長の御指名により私、西郷が務めさせていただきます。
どうぞよろしくお願いいたします。

また、お手元の参考資料にありますとおり、本部会は野呂委員と宮川委員が指名されております。是非よろしくお願いいたします。

なお、審議協力者、事務局の出席者一覧については資料番号を付しておりませんが、お手元にお配りしておりますのでどうぞ御覧ください。

次に、本部会は現統計委員会が始まって初めてのサービス統計・企業統計部会になります。統計委員会の規定に基づきまして、形式的ではありますが、部会長代理を指名させていただきますと思います。

本部会の部会長代理には、宮川委員をお願いしたいと思いますけれども、宮川委員、よろしいでしょうか。

○宮川委員 はい。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

宮川委員、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事の方に進んでまいりますけれども、今日は、商業動態統計調査の変更について、総務大臣から諮問をされておりますので、それについて審議を頂きます。

なお、議事に入る前にお断りしておきたいことが何点かあります。

まずは、本日の部会は18時までを予定しておりますが、予定を過ぎることもありますので、その点を御了解ください。

2点目は審議の進め方になるわけですが、お手元に資料2「審査メモ」があります。基本的には、この審査メモに沿って審議を進めていくという形をとらせていただきますので、よろしくお願いします。

最後に、参考2に今後のスケジュールについてあるのですが、当初、この部会は1回で答申(案)まで作成することを予定しておりましたが、先般の統計委員会において、特に経済産業省の今後の統計のあり方について、かなり活発な議論が行われたということもありまして、当初の1回の予定から2回に変更し、本日と1月の下旬ないしは2月の初旬に2回目の部会を開催し、答申(案)を作成することとしたいと思っておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、本日の配布資料や今後のスケジュールにつきまして、まず事務局から御説明をお願いいたします。

○加藤総務省政策統括官(統計基準担当)付企業統計体系整備専門職 事務局からは3点ほどあります。

まず、本日の配布資料ですが、議事次第にありますとおり、資料1から3までと、参考資料としまして参考1から4までをお配りしておりますので、御確認をお願いいたします。

万が一不足等がありましたら、こちらまでお申しつけください。

その他資料番号を付しておりませんが、座席図、出席者名簿、諮問の際に委員から示された御意見の3点をお配りしております。

次に全体の審議スケジュールですが、先ほど部会長からも御説明がありましたように、本日は事務局が諮問の概要を説明しまして、その後、審査メモに即した審議。

2回目に、本日の審議での宿題等がありましたら、そちらの宿題への回答。

続いて答申案を御審議いただきまして、取りまとめという予定をしております。

なお、答申に至るまでに1月21日には統計委員会が予定されておりますので、その際には部会長から部会審議の中間報告をしていただくこととしております。

その際に、委員から指摘事項などが示されれば、第2回の部会で審議事項に加えることとしております。

最後に3つ目は部会での審議の進め方ですが、最初に事務局から審査メモの内容や論点について説明いたします。その後、経済産業省から論点に対する回答の説明等をさせていただきます。

それを受けて皆様に御審議いただければと思っております。

事務局からは以上です。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

それでは、早速審議に入らせていただきます。

まず、今回の諮問の概要について、総務省の政策統括官室から御説明を頂きます。よろしく願いいたします。

○内山総務省政策統括官室（統計基準担当）付国際統計企画官 それでは、諮問の概要について、御説明をいたします。資料1をお手元に御準備ください。

1枚目の諮問文にありますとおり、今般、経済産業省から商業動態統計調査の変更について申請がありました。そこで、総務大臣がその承認の適否を判断するに当たりまして、統計法に基づいて統計委員会の皆様の御意見を求めるというものです。

具体的には、資料1の参考という横表を資料1の下に付けておりますので、そちらでポイントを押さえて御説明したいと思えます。

まず1ページの調査の概要です。この調査は経済産業省が実施する基幹統計調査なのですが、調査の目的としましては、全国の商業を営む事業所及び企業における事業活動を明らかにすることを目的として行われているもので、当初は四半期調査でしたが、現在は毎月調査として行われています。

調査の概要の部分ですけれども、調査対象範囲にありますとおり、卸売業、小売業に属する事業所が母集団になります。従前は商業統計調査が母集団情報として使用されていましたが、直近では経済センサス-活動調査が母集団情報として使われているとのことです。

この調査は甲・乙・丙・丁という4区分で行われているのですが、卸売につきましては、一定規模以上の事業所については甲調査、それ以外は乙調査という形で分担が行われています。

小売につきましては、従業員50人以上の百貨店とかスーパーにつきましては丙調査。また、個別の業態としてコンビニあるいはドラッグストアといったものについては丁調査。それ以外を乙調査という分担になっています。

報告事項につきましては、従業員数及び月間販売額などが調査事項とされていますが、調査の組織につきましては、大きく2つに分かれまして、甲調査と乙調査につきましては、都道府県経由の調査員調査を基本として、郵送・オンラインも可ということで行われています。

一方、丙調査と丁調査につきましては、経済産業省直轄の郵送・オンライン調査で、下線を引いておりますけれども、今回の申請では、この部分の変更が計画されています。

また、調査票の提出期限と集計結果の公表ですが、本調査は月次調査として行われていますので、調査月の翌月中旬には回収をして、その下旬に速報。さらに次の月の中旬には確報といった形で継続的に公表がなされているというものです。

以上が調査の概要になりますが、商業動態統計の利活用につきましては、次の2ページにまとめておりますので御覧ください。

二次統計への利用として、例えば景気動向指数、国民経済計算の四半期推計などへの利用といったものがあります。

政策判断における利用といたしましては、皆さんもよく御存じの月例経済報告の中での

利用といったものがあります。そのような形で、重要な統計調査として位置付けられています。これが利活用状況です。

続きまして、今回、審議していただく内容について御説明します。3ページ目はいわば目次なのですが、大きくパーツが3つに分かれていまして、今回申請における変更点で、具体的には調査系統の一部変更です。これが諮問のメインになります。

2つ目の区分が、前回答申の際に付された課題対応。3つ目がその他ということで、具体的には、オンライン調査の状況の確認となります。それぞれの内容について、4ページ、5ページで具体的に記載しておりますので、御説明をいたします。

今回、申請されている変更内容は、調査系統の一部変更なのですが、具体的には経済産業省が直轄で行っておられる百貨店やスーパーを対象にする丙調査と、コンビニや家電量販店などを対象にする丁調査の実査・集計事務を平成28年9月分から民間事業者に委託するというものです。

その変更理由といたしましては、資料にもありますとおり、民間事業者のノウハウやリソースを活用することで、経済産業省におけるリソースの減少による結果精度への影響を抑制し、調査結果を安定的、継続的に提供するというものです。

資料には書いていない補足説明にはなるのですが、経済産業省におかれましては、実査・集計事務を民間に委託するという前例は既にあります。1例を挙げますと、本年3月に産業統計部会で御審議を頂いた経済産業省特定業種石油等消費統計調査について御記憶かと思いますが、その調査は調査統計グループから資源エネルギー庁に移管するという事に併せて、来年1月から民間委託を導入するといったことで審議がされました。

しかしながら、引き続き調査統計グループで行われる月次の基幹統計調査としては、初めての民間委託になります。また、本調査が先ほど申し上げたとおり、月例経済報告などにも使われる重要な統計調査といったこともありますので、諮問をし、委員の皆様方のお目通しを願うとしたところです。

なお、4ページの脚注にありますとおり、今回の変更申請におきましては、調査計画を分かりやすくするという事で、調査計画の形式的な変更も併せて予定されています。こちらにつきましては、実質的な変更は伴わないということですので、特段のお時間を割くことなく進める予定でおりますので、あらかじめ申し添えさせていただきます。

以上が今回、予定されている変更内容です。

最後は5ページ目になりますけれども、大きな変更の2つ目といたしましては、本調査において前回の答申時、つまり、平成26年の6月の際に付された今後の課題への対応状況の確認です。具体的には丁調査、それもコンビニエンス調査票に関するものです。

前回の変更では、調査事項の地域区分を詳細化するという一方で、既存店については業界団体の統計で代替できるということで、一部の事項を削除しています。

ただ、代替となる業界統計が常に代替性を維持しているかどうかといったことについての確認が必要だということで、課題として付されているところです。

最後はその他ですけれども、公的統計基本計画で、調査横断的にオンラインの推進が記載されています。本調査につきましても、既にオンライン化が進められているわけですが、その現状について確認をしたいと考えております。

以上が今回の諮問において、皆さんに御議論いただく概要になります。

○西郷部会長 ありがとうございます。

経済産業省の調査計画に関しては、かなり大がかりな変更も同時に検討されているということで、それと並行してこちらでも議論していかないといけないという難しさはあるのですけれども、今、御説明いただいたとおり、今日は商業動態統計、略して商動における民間事業者の利用がテーマの一つになります。

それでは、調査実施者から補足説明等がありましたら、よろしくお願ひいたします。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 改めまして、私は経済産業省のサービス動態統計室長の間中と申します。よろしくお願ひいたします。

今回、この場をお借りしまして御報告をさせていただきたい点が1点あります。参考資料の束の一番後ろの参考4を御覧いただけますでしょうか。

この資料につきましては、今月の14日に経済産業省の商業動態統計調査関連のトップページのお知らせに書いてある資料でして、商業動態統計調査で公表しております大規模卸売店の商品手持額（在庫）の9月分で速報と確報のうち、速報の数値に若干誤りがありまして、この点について12月14日にホームページでその内容を提示させていただいた資料です。

商業動態統計調査は、速報、確報、年間補正といった作業を一定のスケジュールに基づいて毎月公表をさせていただいております。

資料の1ポツ目にありますとおり、9月分の速報が対前年同期末比でマイナス10.8%、9月分確報でプラス0.4%で、速報の誤差がプラス11.2%ポイントほどありました。

この差の発生原因としては、2ポツに書いてありますように、9月分の速報の集計値に誤り、ミスがありまして、その分を確報で訂正させていただいたということです。

通常、商業動態統計調査の公表数値につきましては、速報値の集計時点におきまして、調査票の未提出がある場合においては、当該事業所の報告値をきちんと推計して公表するという形にしております。しかしながら、9月分の速報値の公表集計値においては、一部未提出の事業所がありまして、その事業所の在庫額、要は商品手持額に推計を施すべきところ、推計を施していなかったということが判明いたしました。

この関係で、確報ではその後、未提出分の回収に努めるとともに、集計されていない事業所分の推計を行いまして、確報で正しい数値を公表しているのですけれども、速報で一部事業所が未提出の部分で推計がなされていなかった事業所があったということで、速報の誤差が大きく発生してしまったという事象です。

この点につきまして、14日の9時半にホームページで公表させていただいたということと、今後の対応としまして、再発防止策ということで、本件の推計作業の一部はこれまで

手集計で行っていましたが、システム上で対応が可能になるように、速やかに整備をすることとし、12月以降の月例の数字ではシステム上で対応が可能のように既にメンテナンス済みです。

もう一点、本件の推計作業を数年に一度、いわゆるサンプル設計を行った時点の最初の調査月でこの作業の原因が発生してしまうということですので、こういった部分については、システム対応並びに担当者マニュアル等にも詳細な作業手順等を盛り込み、今後、同様のことが発生しないように徹底したいと考えています。

この件につきましては、今回の諮問の民間委託に対しては影響が及ぶものではないということをつけ加えさせていただきまして、関係の皆様方におわびを申し上げたいと思います。

どうも申し訳ありませんでした。

当方からの御説明は以上です。

○西郷部会長 諮問そのものに関しては、事務局からの説明に加えるような補足説明等は何かありませんか。今の御説明は商動の速報と確報についてでしたけれども、それ以外には特にはないですか。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 この問題点につきましては、今回、諮問をさせていただきます民間委託分とは関係が無く、影響が及ぶものではないということを当方から申し添えさせていただきたいと思います。

○西郷部会長 分かりました。ありがとうございます。

それでは、諮問の時に統計委員会におきまして、委員会の委員の皆様から意見が幾つか示されておりますので、個別の審議に先立ちまして、事務局から御紹介いただきたいと思えます。

よろしく願いいたします。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 それでは、私から御紹介します。

特に資料番号は付しておりませんが「商業動態統計調査の諮問（第93回統計委員会・12月11日）の際に委員から示された御意見（要旨）」という資料を御覧いただければと思います。

あらかじめ申し上げておきますけれども、下の脚注にありますとおり、正式な議事概要等につきましては、統計委員会担当室が現在取りまとめ中ということですので、このペーパーは部会審議に資するために便宜的に当方で作成したものであるということで御留意いただければと思います。

諮問の際には、2つ意見を頂戴いたしました。

まず1つ目ですけれども、今回の民間委託については、経済産業省のリソースの減少からやむを得ない面はあるかもしれないが、一方で、民間事業者においてどの程度のノウハウがあるのか、慎重に検討してもらいたいというもの。

もう一つですけれども、この調査というよりも民間委託全般に関する御意見と言った方がよいかもしれませんが、御意見としては、民間委託については非常に心配している。民間委託については、これまでも他の統計調査においていろいろ苦い経験がある。どこまでの民間委託が可能なのかといった民間委託全体の理念をまず考えるべきで、その上で、リソースの配分をどうするかについて考えるべきではないかという御意見を頂きました。

意見としては、この2つです。

なお、本日の部会審議に当たりまして、統計調査業務の民間委託の全体的な指針が既に各省で申し合わせとしてまとめられておりまして、参考資料の5ページ目以降に参考3ということでガイドラインを添付しております。個別には御説明いたしません、審議の御参考に適宜参照していただければと思います。

以上です。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

それでは、審査メモに沿った審議を始めてまいりますけれども、その前にもし全体的な進め方等について御意見等がありましたら、今、伺っておこうと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、審査メモに沿って議論を進めてまいりたいと思います。まず、本日の配布資料の資料2の1ページ目の<調査系統の一部変更>について、事務局から事前審査の状況の御説明をよろしく願いいたします。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 それでは、引き続き御説明申し上げます。

今回、申請された変更は先ほども申し上げましたけれども、丙調査、丁調査の調査系統について、本省直轄で行われている業務の一部、実査・集計事務を民間委託化するというものです。

審査結果の欄ですが、事前審査の状況といたしましては、第2段落にありますとおり、限られたリソースの活用等の観点から、おおむね適当であると考えておりますけれども、民間事業者の活用の際に留意すべきとされている事項が幾つもありますので、それを満たすものになっているかどうかについて、以下の論点に示す事項について経済産業省に説明をお願いしているところです。

論点の欄につきましては、多岐にわたりますが、一括して御紹介いたします。

まず、aですが、今回の変更は平成28年9月分からということで、年度途中からになりますので、その理由は何か。

次にbですけれども、民間委託する業務内容について、既に委託されている内容、今回追加される内容について確認したいと思います。

cですが、今回、委託が予定されているのは対象数としてカウントすると約4,500事業所あるいは150企業と比較的小さいものです。ですので、このように小さい部分を委託する趣旨あるいはメリットについてお聞きしております。

dですが、民間委託の際の留意事項への対応について、個別に確認したいと思っております。

2ページ目に①から④までありますが、①が結果精度の維持・向上。

②として、報告者の秘密保護をどう手当てするか。

③としては、信頼性の確保。

④として、民間事業者の履行能力の確認です。

最後にeですけれども、今回の民間委託によりまして、事務スケジュールが変わるのかどうかというところ。特に本調査が月次調査でありますので、安定した公表スケジュールが維持されるかどうかについて、確認をしたいと思っております。

以上です。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

それでは、調査実施者から御説明を頂きますけれども、論点がaからeまでで非常に長いので、まずは最初のa、bが比較的関連する事項ですので、それについてお答えいただいて、しかる後にc、d、eの順番で御説明、審議というように進めてまいりたいと思っております。

まず、a、bに関しまして、経済産業省から御説明をお願いします。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 それでは、資料3に基づきまして、御回答させていただきます。

資料3を1枚おめくりいただきまして、まずaの部分ですけれども、民間委託を平成28年9月調査から行いたいとしている理由ですが、商業動態統計調査の場合ですと、民間委託の準備は、通常の業務と同時並行で追加的に進める必要性があります関係から、民間委託の事業自体を着実に進めるために、まず1点目としまして、4～6月の通常業務の事務繁忙期並びに民間委託の集中的な準備期間が極力重ならないような形としたいため考慮いたしまして、9月調査分からと考えています。丙調査・丁調査とも、調査票の提出日は10月15日と省令で決まっておりますので、実際の業務は10月からとなります。

冒頭の御説明にもありましたけれども、商業動態統計調査は最新の経済センサス-活動調査又は商業統計調査の結果を母集団とした標本調査であり、商動は特殊でして、暦年の1月とかではなくて、7月分調査を調査開始月とした1年間というサイクルで行っております。

このため4～6月期につきましては、調査対象名簿や調査関係用品の作成等を行う必要があるとともに、甲調査及び乙調査の都道府県委託事務に関する都道府県説明会をブロック会議と呼んでおりますが、これを5月末なり6月の頭で行っております。

さらには、4～6月は前年の統計数値の確定値である商業動態統計年報の作成の時期でもあります。こういった関係で、経済産業省の職員の事務繁忙期に当たるという点が1点あります。

もう一方では、民間委託をするための業務、いわゆる業務の準備です。会計手続とか各

種マニュアル等の作成準備もしなければいけない。マニュアルに関しましては、委託業者用の審査マニュアルなりシステム運用のマニュアルといったものを作成した上で、業者に託さなければいけない。そういった作成の作業並びに実際に民間委託業者が決まりましたら、その業者の指導なり研修等も行わなければいけない。そういった時期を確保する上で、集中的な準備期間として約3から4か月を要するわけですが、事務繁忙期を除いた、安定した時期に民間委託の準備期間を確保するという事で、9月分の速報から業務委託をしたいと考えています。

2点目は、bの既に民間委託を行っている業務はあるのか。新たに民間委託を想定している業務は何か。本調査全体の業務分担はどのようになっているのかに関しまして、まず、既に民間委託を行っている業務としましては、2ページに書いてありますとおり4点あります。1点目は標本設計とその標本設計に基づいた母集団からの抽出作業です。これは次の標本設計を行って調査をする、前年に行っている業務です。

それと調査関係用品の印刷なり都道府県等への発送業務。これも既に委託を行っております。

さらには毎月ですが、提出済み調査票のデータパンチ業務。これも年度契約で既に委託を行っている。

最後に公表冊子（速報、月報、年報「商業の動き」）について一連の印刷業務も毎月発生しますが、年度契約で既に委託をしているという点です。

2点目としまして、新たに民間委託を想定している業務としては、2ポツの下段に「結果として」と書いてありますが、この関係する部分として裏面にパンチ絵をご用意させていただいておりますので並行して御覧いただければと思います。3ページ目は、上段に現状の委託業務の関連ということで、黒で網掛けしている部分については、現状、民間委託を行っている業務ということ。

下段が変更後の平成28年9月以降を想定している民間委託の部分ということで、今回、新たに追加で民間委託をしたいと考えておりますのは下段を見ていただきましたとおり、真ん中辺に「調査票配付、回収、督促、審査（疑義照会）」と書いてありますが、こちらは今まで民間委託を行っていない部分。ここをメインにして対象の調査票は表側の部分に書いてありますが、丙と丁1から4の部分。経済産業省が直送分として行っている業務ですが、この調査票に関します調査票の配付なり回収、督促、審査（疑義照会）関連の部分について、民間委託を今回、行いたいということと、さらにはもう一点、右側にありますが、集計業務です。

丙と丁1から4の部分に関しまして、集計業務についても今回、民間委託を行いたいと考えています。

業務分担の全体的なすみ分けとしましては、お戻りいただきまして2ページに書いてありますが、2ポツに「役割分担」に記述してあります。経済産業省につきましては、調査の企画とか実施方法の決定、統計調査の実施プロセス全体の管理を行う。それ以外の業務

については、外部リソースを活用していくというコンセプトのもとに、今後とも精度維持に努めつつ、経済産業省の責任において調査自体を実施していきたいと考えています。

以上です。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

a に関しましては、経済産業省の業務の状況と、商業動態統計が7月を基準にして始まっているというものなので、最適な時点を探した結果、9月調査からの移行が一番よさそうだという結論になったということですね。

b に関しては、3ページに一番分かりやすい図が書いてあるわけですが、このような形で今まで民間委託されていなかった部分が新たに追加されて、民間委託が行われるということです。

それでは、審議に入りたいと思いますけれども、今、御説明のありましたaとbに関しまして、委員あるいは審議協力者の方から御質問等がありますか。

○宮川委員 最初のことですが、確認をまずさせていただきたいのですが、先ほど商業動態統計調査は速報と確報があるということでしたが、民間委託は速報分も、その後の確報分も含めて3ページのプロセスで行われるということでしょうか。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 そのとおりです。

○宮川委員 その際に、かなりの部分が民間委託をされるわけですが、経済産業省が担う重要な部分が見えてきていないのです。例えば分析加工という部分は今までと同じような公表のパターンとすると、システムでデータを入れてしまえばそのまま出てくるように思われ、調査票の回収とか調査の部分を委託されて、経済産業省のリソースが集中された部分に何が付加されるのかがよく分からない点です。

○西郷部会長 この民間事業者を利用することによって、今回の場合には調査票の配付、回収、督促、審査の部分と集計の部分に民間のリソースが活用されるということなのですが、そういうことをすることによって、経済産業省だけではないのかもしれませんが、プラスの側面とマイナスの側面で、もしマイナスの側面があるとしたら、それをどのように補う計画であるのかという御質問であったと思います。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 最初の御質問ですが、調査の分析です。ポンチ絵の部分にありますけれども、3ページの下段に「集計」の後に「分析加工」という形で書かせていただいておりますが、この部分につきましては、まず事前に業務委託をさせていただく部分は調査の通常の配付から審査、疑義照会、集計という業務までしていただくことを想定しています。

疑義照会の中で例えば丙のうち3,500ぐらいあります対象のうち当該事業所の部分について、調査票の疑義。当月集まった関連の対象のうち、規模が大きい事業所については、事業所に照会を頂いて、増減の理由を含めて、その数値が正しいかどうかという確認と、その後、なぜそういった形で増減があったかという情報も併せて聞いていただくような形になります。

その後、集計まで民間事業者が行い、それ以降の部分については、経済産業省が従来どおり行うということで、民間委託をしても必要な情報、増減要因の情報等を確保した上で、経済産業省は従来どおり全体の増減要因の分析加工を行って、公表に至るといった形を想定しております。

民間委託化するメリットですけれども、まずは、民間事業者はより厳しい環境下での調査の実績もあると認識しております。民間の視点に基づく調査の督促等の高いスキルを有している。例えば電話督促における専門オペレーターによる高い会話技術とか、調査対象者の状況に応じて電話督促の曜日とか時間とか、架電の担当者の変更とか、そういった柔軟な対応をとれると考えております。また、督促先の重点化、売上高の高い企業とかそういったところも十分認知をされていると思います。

もう一点は、民間の視点での業務効率化に関する創意工夫のある提案が得られるのではないかと考えております。自らも統計調査の対象となった経験があるかと思っております。そういった経験に基づいて、調査対象の視点での見直し、提案等を頂ければと思っております。

あとは市場調査とか、社会調査とか世論調査とか、多様なアンケート調査経験に基づく提案も得られるのではないかと考えています。

もう一点、適材適所にリソース配分が可能であると考えています。調査票の回収状況に応じた人員投入による審査、疑義照会等の増員とか、そういった部分が図られるのではないかと感じております。

さらには、調査実施に際しての工程管理の情報も、継承が容易ではないのかなと思っております。例えば日報とか週報の作成報告とか、あとは調査対象からの問い合わせの内容とか、調査対象への疑義照会の内容とか、そういった部分をきちんと記録、蓄積、マニュアル等への反映とかをしていただければのではないかと考えております。

以上です。

○西郷部会長 分かりました。ありがとうございます。

宮川委員はよろしいですか。

○宮川委員 そうしますと、3ページでいわゆる都道府県委託事務の集計については、白抜きのところですから経済産業省がおやりになるということですね。丙調査、丁調査については民間委託になるということなのですからけれども、そうすると異常値の検出だとかそういう部分とか、いわゆる統一的に基準を定めて行わなくてはならない部分について、民間と経済産業省の間で基準の相違だとかそういったやり方の違い、督促の違いといったものが出てきて、整合的でなくなるということが懸念されるのです。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 今回の御指摘の部分に関しましては、現状、経済産業省が直轄で行っている丙調査と丁調査の異常値等の管理については、委託時のマニュアルや仕様書の中できちんと盛り込んで、現状の方法についてきちんと継承するような形で委託を行うという形にさせていただこうと考えております。

○西郷部会長 宮川先生はそれでよろしいですか。

○宮川委員 今の御回答で結構です。

○西郷部会長 分かりました。

他にありますか。

調査票の配付、回収、督促、審査に関しましては、商業動態統計だけ見ると今回が初めてになりますけれども、他の調査で既に経済産業省で御経験があるはずなので、そういった継承の部分はしっかりやられるものだと私は理解していますけれども、そのような理解でよろしいですね。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 はい結構です。

○西郷部会長 他に何かありますか。

よろしければ、aとbに関しては、提案どおりで適切であると判断したとさせていただきます。

次に、cに関して、調査実施者から御説明をお願いいたします。

○田邊経済産業省大臣官房調査統計グループ統計企画室参事官補佐 cにつきましては、私の方から御説明をさせていただきます。

経済産業省調査統計グループ企画室におります田邊と申します。よろしくお願いたします。

御質問の件です。経常統計調査の規模と比べて比較的少ない状況を民間委託することによってどのようなメリットがあるのかという御質問です。平成17年12月に閣議決定をされておりますが、国家公務員定員を5年間で5%純減させる目標であるとか官業の民間開放の推進がうたわれています。また、統計調査関連業務の民間開放の推進も閣議決定を受けております。

こういったものを契機に、当省におきましても、外注による質の向上もしくは効率化が図れると期待ができるという統計調査から、先ほど来お話が出ております調査票の配付、回収、審査といったものを含めた包括的な民間委託を順次移行してきているところです。

その際、移行したものの調査結果を検証しながら、民間事業者の活用をまた順次進めてきているところです。

具体的に、どういった統計調査において民間事業者の活用を進めてきているかという点につきましては、5ページ目に簡単な表を載せています。一般統計である平成19年度の海外事業活動基本調査から始まりまして、順次平成27年度までさまざまな統計調査について、外注化をしてきているところです。

4ページ目に戻っていただきまして、これによりまして経済産業省の調査統計グループの定員が直近の5年間でそれまでの約2割大幅に減少してきているところですが、こういった役割、取組において統計の質を維持しつつ、必要な統計調査の結果を公表させていただいているという状況です。

また「公的統計の整備に関する基本的な計画」におきましても、優れたノウハウやリソ

一スを持つ民間事業者の効果的かつ適切な活用が引き続き重要ということをおたわれております。

当省としては、今後もさらにリソースの制約が厳しくなるということが予想されておりますので、その中、社会経済情勢の変化により高まっている統計ニーズに的確に対応していくということ、必要な統計をきちんとこれからも維持をしていくということでもあります。これにつきまして、着実に速やかに民間事業者の活用を進めていく環境が必要だと認識しているところです。

民間委託を検討するに当たって、この状況を踏まえながら、一時的に大きな業務が発生するというところで御指摘を頂いておりますけれども、こういった周期的な調査だけではなくて経常的に行う月次調査も含めた経済産業省の全体的な統計調査業務の中で、民間委託という形のものと考えていく必要があると考えているところです。

前置きが長くなって恐縮ですが、ここからは御質問に対する回答です。経済産業省にとってどのようなメリットがあるのかですけれども、今回、御提示をさせていただいております丙調査及び丁調査の部分の民間委託を計画しておりますのは、今、御紹介したとおり、月次調査につきましても、今後、民間委託を相当程度導入していくことを想定しています。

この中で、月次調査の民間委託を実際に行った上で、それに伴う課題の整理を行っていくためには、報告者の方々において、現状の実査環境を大きく変えないということが非常に重要だと考えております。そういうところから、民間委託を始めるのが適当と考えたため、今回、このような区分について民間委託をしようと考えたところです。

具体的に申し上げますと、調査員調査を民間郵送調査に大幅に変更するというものではなくて、直轄のこれまでやってきている郵送・オンライン調査の方式を民間の郵送・オンライン調査に変更することにとどまるものであるということ。既にオンラインによる回答も一定程度進んでいる分野であるということ。さらに、調査対象数も少ないということ。

こういったところから、報告者にとっても大幅な対応変更にならないと考えているところでして、月次調査事務を民間委託する先行部分として適当な範囲と考えているところです。

なお、本申請による民間委託を行うことに期待される事項としては、ここにも書いてありますが、これは先ほど宮川委員から御質問があった件にも関連するかと思いますけれども、民間の視点に基づく督促、回収における高いスキルを活用して月次サイクルという限られた作業期間において集中的に督促、回収を行っていくことが可能だという点です。

また、効率的に審査をこうしたことで進めていくということで、結果として、当初における変動要因の調査・分析についても、早期かつ重点的に行うことが可能となるという点がメリットとして挙げられるのではないかと考えております。

最終的に申し上げますと、こうしたやり方によってリソースが低減する中でも必要な調査結果の安定的・継続的提供が我々としては期待できるのではないかと考えているところです。

○西郷部会長 ありがとうございます。

それでは、審議に移りたいと思いますけれども、今の御説明に対しまして、質問、御意見等がありましたら伺います。いかがでしょうか。

よろしく願いいたします。

○野呂委員 4枚目の紙に諮問に際して委員から示された意見の紹介があり、その意見の裏返しになりますが、私の個人的な意見といたしましては、逆にこういう民間委託に耐え得るような信頼性、能力の高い民間業者がいれば委託を進めていく方がいいかなと思います。今回の御提案には、大きな方向としては賛成ですし、また、ここに書かれているような優れたノウハウやリソースを持つ民間事業者が育つ環境をお作りいただくと非常にいいと思っています。

今回リソースという観点で一つだけ質問させていただきたいのですが、経済産業省の回答にもありますとおり、比較的小さな調査を民間委託されるということで、今回先行実施的な位置付けだということなのですが、これによって行政サイドのリソースは、人数もしくは金額から見てどの程度の削減になるのでしょうか。

○田邊経済産業省大臣官房調査統計グループ統計企画室参事官補佐 リソースの人数自体に関しては、御指摘いただいているとおり調査対象数自体が非常に小さいので、そんなに大きなメリットが発生するとは思っていません。

特に試算をされているわけではありませんけれども、そもそもこの分野について実施をしている職員そのものの数も非常に少ないので、こうした点についてのメリットは非常に少ないかと思えます。

ただ、先ほども御指摘いただいたとおりでして、今後の民間委託化の先行事例として、こういったところで実績を積んでいくという趣旨で今回の範囲を決めていると御理解いただければと思います。

○西郷部会長 今の御説明でよろしいですか。

○野呂委員 念押しになって恐縮ですけれども、今回の民間委託はリソースの削減というよりも、その前段階としての実験的な位置付けであると理解してよろしいのでしょうか。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 その点に関しましては、まず、先行しました形で丙の4,500と150企業分の丁調査を行いたいということで、実際にこの回収率自体もかなりいいところです。

現在、当該業務は職員3名ほどが実際には担当していますが、それがすぐに削減できるかということは調査統計グループ全体の問題でもありますので、そこはここでは申し上げられないという状況です。

ただし、民間委託で非常に重要なのは、委託をする際に当方側のノウハウをきちんと伝達して、求める部分がきちんとやっていただけるかどうかという管理をする部分も非常に大事だと思っております、その部分については実際には委託をして、即職員がいなくな

っていいのかということではなしに、一定管理をする時間も必要かと思えます。

そういった部分では、一時的には負担もオーバーラップした形で予算的な費用も実際には膨らむ可能性がありますけれども、将来的にはそういった部分の我々が目的としている費用対効果等を含めて実現されるのではないかと考えております。

○西郷部会長 野呂委員、よろしいですか。

他にありますか。

○宮川委員 私も野呂委員と同じで、これまで政府が蓄積してきたある種定型的なノウハウを民間の方に移管していくことについては賛成ですし、競争環境の中でそうした統計実務、統計の調査方法を磨いていくことは実施面で重要だと思います。

ただ、先ほど野呂委員が御紹介された統計委員会で議論された時の不安感は、これから統計に寄せられるいろいろな課題といいますか、統計を使った分析とか統計についての項目の変更とか、そういった要請が増えてくる中で、それは当然のことながら一方でリソースの減少があるわけですから、支えきれなくて民間に委託していくと思うわけですが、現状維持だけではなくて、むしろ政府は政府の新たな部分にリソースをまた投入していかなくてはいけない。

そういう中で一連の平成19年度以来外注が進んできて、経済産業省なり全体の統計部門はどういう部分に今後対応していくべく、政府のリソースを使っていくかが見えてこないもので、ただ単に政府の仕事を民間に委託するという代替的な感触でしか見えてこない。

そこは統計をもっと活用していきたいと考えている者にとっては、少し物足りなかったり不安だったりする部分があるという意見ではなかったかと私は推察しているのです。

その点、もちろんこれは公的統計全体について答えなくてはいけないことではないのですが、統計委員会に諮問する際には、民間に委託する中で政府は統計の質なり精度の向上のために、今後、全体としてどういう部分へ人材、リソースを集中して持っていくのかという方向性を同時に示された方がいいのではないかとということではないのかなと、一委員としてもそのように思うのです。

以上です。

○西郷部会長 今の時点での御回答でよろしいですか、

○宮川委員 この諮問に関してというわけではないのですが、私は出席できなかった、前回の統計委員会が出た質問を考えると、このまま進んでいって、一体政府はどこへリソースを集中し、新たな統計の課題に対してどういう形で対応していくのかがだんだん見えてこなくなってくる。

ただ単に代替していく、減っていくというだけでは、統計委員会としても展望がない。逆に言うと、これからの統計の課題に対してこういうことが必要だから、ここは死守しなくてはいけなくて、できるだけのリソースを確保するために民間に委託することと、工程みたいなもの、展望みたいなものがありであれば、もう少し統計委員会の方も納得されるのではないかとと思うのです。

当部会でこの点を議論するのは無理ですので、恐らくそういう意見が附帯として出たということになるのかもしれませんが、私としてはそんな印象を持ちました。

○西郷部会長 実は私も前回の統計委員会に出られなかったので、そこでどのような議論が行われたかはつぶさには把握していませんけれども、恐らく西村委員長の御発言等では、今、宮川委員がおっしゃった将来的な方向で公的統計が将来どのような方向づけで進んでいって、その中で何を目指していくのかがまずあって、そこから民間の活用なり何なりが議論されるべきで、ディレクションというのですか、方向性の議論は確か西村委員長もおっしゃっていたように思います。

ただ、分散型の統計システムをとっている日本だと、それを話し合うのは恐らく統計委員会であって、とりわけ基本計画部会ですよね。将来のことを話し合っていくということはまさに基本計画部会がその場であろうと思います。

そういう話合いがあって、個別の統計のあり方も決まっていくべきだと私も思いますが、ここではその議論はできないので、議題を元に戻らせていただきまして、今回の丙調査と丁調査に関して、規模が小さいながら民間活用を考える。その理由としては、先ほど少し御説明がありましたが、この部分は業態の関係から見ると非常に組織化が進んでいるところであって、もともと回答率などが非常に高い。

基幹統計ですから、統計調査の精度が第一に求められる。それが悪化しないのかという観点からの議論が一番だと思うわけですけれども、この点に関しては、民間に委託してすぐに精度が下がるとかそういうことにはならないであろうという整理ができようかと思えますので、御提案に関しては適当ではないかと私自身は思っている。この部分に関しては適当ではないかと考えているのですけれども、もしこの辺に関してそうではないという御反対の意見があれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

では、今、公的統計の大きな方向性に関しては、そういう議論がこの場で行われたということに関しては、私がこの部会審議の状況を統計委員会の方向に報告する時に必ず付言させていただきますので、論点cに関しましては、特に反対意見というところがなければ、提案のとおり適当とさせていただきますと思いますが、よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○西郷部会長 ありがとうございます。

それでは論点dに移りたいと思います。また、実施部局からよろしくお願いします。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 それでは、論点dの部分です。

民間活用のガイドライン等を踏まえ、どのような対応を想定しているのかということ、「①結果精度の維持・向上」です。結果精度の維持・向上のためにどのような取組を想定しているのかについて、特に報告を求める者への督促なり回収率の保持、審査、疑義照会等についてということです。

この点については、6ページで書かせていただいたように、既に民間委託を実施してい

る経済産業省の企業活動基本調査並びに特定サービス産業実態調査、さらには海外現地法人四半期調査を例にとり、ポイントを御説明させていただければと思います。

まず1点目の督促、回収率の保持の部分です。これまで当省の職員が督促業務を行う場合には、督促業務以外の業務を並行的に行いつつ督促業務を遂行しなければならないという制約がありました。例えば督促業務と並行して審査チェックを行って、実際には業務を行っているというような、並行的にいろいろと業務を行っている。

業務を受託した民間事業者においては、必要に応じてこういったスタッフの増員など、対応も含めて短期間に集中して督促を行うことが民間委託をすれば可能となるということによりまして、回収率を保持することが当然見込まれる。

ただし、この場合は回収率を保持できるのですけれども、民間事業者自体が再三にわたって督促をさせていただいているにもかかわらず、回答が得られない。経済産業省の職員ではないと提出しませんとかいった部分がケースとしてはあり得る。そういった場合においては、必要に応じて直接経済産業省の担当者が督促を行って、回収率を保持したいと考えております。

もう一点、審査、疑義照会等に関してです。うち、審査につきましては、まず民間事業者が経済産業省の事務室内において、STATSと呼んでおります経済産業省の調査統計システムを使用して実施していただくということと同時に、経済産業省側でも民間事業者が行っている審査実施の履歴を確認するとともに、必要に応じて経済産業省の職員も個票審査なりサマリー審査を実施して、業者に行っている作業に審査漏れがないかどうかも対応したいと考えております。

さらには、STATSによる審査エラーが発生した場合ですけれども、疑義照会を当然ながら行います。督促の場合と同様に、エラーが多ければ民間事業者に人を増員させて短期に集中して疑義照会を行うと同時に、その対応により迅速に効率的に業務を実施できる。こういった点が考えられると思います。

もう一点、7ページの「②報告者の秘密保護」については、これを徹底するためにどのような対応を想定しているのかという部分につきまして、7点ほど書かせていただいております。これは民間のガイドラインに沿った形のポイントで書かせていただいております。

まず、業務室の部分については、民間事業者が業務を実施する際には、その委託業者の事業所内に開設する業務室に関係者以外の入室を制限するための措置とか、災害に備えた防火・防煙・防水等の設備を整えるようにという形で委託をしたいと考えております。

事業所への立入検査につきましては、セキュリティ対策の履行状況を確認するために、経済産業省の担当者が管理状況の報告を求められるようにしているということです。さらには、経済産業省の担当者が本業務の遂行におけるセキュリティ対策の履行が不十分であると認めた場合には、直接立入検査をしてその疑義の部分を確認するということです。

3点目として、委託業者、担当者への教育ということで、契約期間中並びに契約終了後においても、本業務の実施において知り得た情報は秘密の保持を行うという必要があります。

すので、いかなる理由によっても第三者には漏えいしてはならないことを教育して、辞職・退職した後についても同様であることについて、誓約書等を事前に取り交わすような形を考えております。

4点目としまして、データ等の持ち出し管理、運搬等です。この点につきましては、まず、データ等、紙の調査票とか審査等で出力した紙媒体のチェックリストといった部分を含めまして、業務室からの持ち出しを管理する措置を講じたいと考えております。

また、データ等の運搬の際には施錠可能なジュラルミンのケースみたいな形のものを使ってきちんと持ち運ぶこと。記憶媒体内のファイル等については暗号化して、パスワードを設定して取り扱うものと考えております。

経済産業省と委託先の業者間でのファイル共有化なりメール等については、強固なセキュリティ確保を備えた方法で行うようにという形で委託したいと考えております。

5点目はデータ等の保管及び処分方法です。民間事業者は契約期間中に保管しているデータ、紙調査票とか審査等で出力した紙媒体などが考えられるわけですけれども、この点につきましては、業務室内の施錠可能な保管庫、ロッカー等にきちんと施錠の上保管をしていただくような形で指示をしたいと考えています。

また、端末とかサーバー内に保存されたデータにつきましては、パスワード設定等によるアクセス制限の強固なセキュリティを備えた方法によって、管理を行っていただくように指示したいと考えております。

なお、契約期間が終了した後の部分ですけれども、実際に経済産業省の指示によって納品又は処分を行うような形で指示をしたいと考えております。特に処分につきましては、破碎・溶解・焼却等によって復元できないよう全て消去してその旨を報告していただくような形をとりたいと考えています。

6点目は、経済産業省の調査統計システム（STATS）の運用ということで、STATSの運用につきましては、経済産業省内で行っていただくような形をとりたいと考えています。

7点目は再委託（データ入力業務等）に関する部分です。データ入力業務等を再委託する場合においては、事前にデータ入力の品質管理及び再委託先のセキュリティ等についても経済産業省と協議をして再委託をしていただくと考えております。また、再委託先のセキュリティにつきましては、本体を委託する業者と同レベルなセキュリティ対策を求めることとしたいと考えております。

さらには、再委託先につきましても、必要に応じて経済産業省の人間が現場の立入検査等を行うことによって、品質管理及びセキュリティ対策の実施を確認して、秘密保護を徹底したいと考えています。

続きまして「③信頼性の確保」です。委託をすることによりまして、客体から不信感や拒否感を報告者に持たれないように、信頼性を確保するためにはどのような取組を想定しているかという点です。3点あります。

まず1点目としましては、今回、委託する丙調査並びに丁調査の実査自体は、現状、経

経済産業省自身が直接直送分として行っております。これを踏まえまして、民間委託後も引き続き経済産業省を提出先として、国の調査であることを明確化したいと考えております。

2点目は、経済産業省のホームページにおいて、本調査を民間委託している旨をきちんと明らかに記載する。そして、民間業者の名称なり電話番号等も情報としてホームページに掲載したいと考えております。

加えまして3点目としまして、実際の調査対象事業所へ配付する調査依頼状等においても、本委託を民間委託した旨、民間委託事業者の名称とか電話番号、並びに調査実施者のための業務室を設置しているといった情報についても盛り込んだ形で記載したいと考えています。

「④民間事業者の履行能力の確認」は、履行能力を確認するためにどのような取組を想定しているかという点についてです。

1点目ですが、実際に今回、想定しているのは最低価格落札方式という委託ではなくて総合評価落札方式を採用したいと考えています。その上で、評価項目に民間事業者の履行能力を確認する項目を設けて、民間事業者の履行能力を加味して選定を行いたいと考えております。

2点目としまして、仕様書において提出を求める業務計画に関する資料等に加えて、業務を効率的に行うための有効な方法を民間事業者から提案させた上で、その内容を踏まえて民間事業者の能力なり、履行能力自体を判断したいと考えています。

簡単ですが、以上です。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

精度に係ることですので、ある意味では一番大切な部分ということで、審査メモも細かく書いてありますし、今の御回答もかなり細かく書いていただいたという格好になっているわけですが、何か御質問等がありましたらお願いいたします。

○野呂委員 まず、8ページの上にある「7. 再委託」につきましては、是非入念にやっていただきたいと思っております、賛成です。

質問が2点ありまして、まず1点目、民間委託のガイドラインの中に委託契約の長期化という記載がありまして、国庫債務負担行為の活用による複数年にわたる委託の導入に努めるということが書かれているのですが、これはひょっとしたら公開できない事項かも分かりませんが、これまで経済産業省で民間委託されている統計関係の契約は単年度が多いのか、あるいは複数年が多いのか、そのあたりのめどを教えてくださいというのが1点目のご質問です。

2点目が、ホームページに商業動態統計調査などにおいて、どういう民間委託をされているかが開示されているので拝見したのですが、たまたまかも分かりませんが、入札の仕方が最低価格落札方式で委託されているところが非常に多いように思われました。8ページの下の方では、今後は総合評価落札方式を採用するという事なので、この最低価格か総合評価かという使い分けはどのようにお考えかをお聞きできればと思います。

○西郷部会長 よろしいですか。

お願いします。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 まず、商業動態統計調査につきましては、今回、総合評価方式を当然ながら想定しておりますし、他の調査で、平成19年度から始まっております海外事業活動調査なり企業活動基本調査については、年間1回なり四半期に一度ですけれども、ほとんど総合評価方式を採用してこれまで受託業者自体を選定しております。

さらには、直近ですけれども、当室の特定サービス産業動態統計調査で、動態調査として初めて、今年度、同様の形で民間委託を導入しました。この調査についても総合評価方式によって委託先を決定しております。

複数年契約の部分につきましては、民間活用の実績を踏まえまして、仕様書の見直しを図りつつ、今後、商業動態統計調査の部分につきまして、検討していきたいと考えております。

○西郷部会長 どうぞ。

○野呂委員 委託を受ける民間側もなかなか1年だと設備投資や人材育成などが難しいと思いますので、それにふさわしい年数で委託されれば能力が上がるのかなと私は考えております。

先ほどの入札における総合評価か最低価格かですけれども、ホームページを拝見しましたら、商業動態統計調査の電子調査票の開発や標本の抽出なども最低価格方式と書いてあったのですが、これも今後は総合評価に変えられるのですか。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 データ入力とか調査票の電子化といった部分については、予算の制約もあって最低価格方式を導入しているという状況ですので、その点については、今後も同様になってしまうのかなと思います。

○田邊経済産業省大臣官房調査統計グループ統計企画室参事官補佐 恐縮ですが、今の御質問の件に関しましては、統計調査全般の実施を民間外注する時というのは、単純な作業形態1個だけではなくて、いろいろな複合的な事業になりますので、基本は総合評価方式で契約をしていくようにしていますので、今後も調査の民間委託に関しては変わらないと思っております。

○西郷部会長 宮川委員、どうぞ。

○宮川委員 総合評価方式なのですけれども、履行能力を確認するためには、それぞれの段階において、評価方式がきちりあるわけなのでしょう。どのようにそれをはかるのか、又は審査されているのかがよく分からないのです。

○西郷部会長 お願いします。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 民間委託に当たっては優れたノウハウとカリソースを効率的に、適正に活用することが大前提であろうかと思っております。

そういった中で、履行能力の確認というのは必要不可欠ということで、総合評価方式を採用し民間事業者の履行能力を確認して、かつ予定価格の範囲内で最も評価が高かった事業者を選定した結果、同じ事業者に決定することはあると思われまます。評価方法としては、仕様書に基づいて提案書を提出していただき、事業者により効率的な業務方法などを提案いただき、その提案内容の部分につきましてヒアリングをして、事業者が独自に自分の得意な点を盛り込んだ形で提案しているかどうかといった点を含めてその民間事業者の履行能力を評価したいと考えた次第です。

○西郷部会長 どうぞ。

○宮川委員 おっしゃっていることは大体分かるのですが、履行能力といった時に、既に経済産業省なり各統計部局で調査票の配付、回収、督促、審査、集計とかいったとそれぞれのプロセスについて、例えば5段階評価だとか、ABCD評価とか、そういうものがまずあって、それをさらに上回るSだとか特別な提案があるのかなと私は想像していたのですが、かなりそれは裁量性が強いというイメージなのでしょうか。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 民間事業者の履行能力の確認全般の話ですので、補足させていただきます。

お手元にお配りしています参考資料11ページのいわゆる民間事業者の活用に関するガイドラインの中に、民間事業者の履行能力の確認がありまして「イ」という部分で、まずは委託業務の性質によるのですが、法令により定められている資格・認証。これは今ですと民間の事業者であるISO20252を取っているようなケースもあります。

あと、セキュリティマークとか、いわゆるその業務に必要な資格・認証を取っておられる。そういう場合には加点されます。これは客観的にやっておられるはずで、客観的に加点項目という形で、そこは履行能力が高いと評価されます。

そういったプラスになる部分とかマイナスになる部分を、ここに書いてありますけれども、実施体制とかをきちんと見ていって、これなら大丈夫だということであれば一定の点数はもらえる。

さらに今、経済産業省がおっしゃったような、追加で有益な提案をされますとさらに加点になって、それを割合で見て、入札価格が多少高いところでもそれだけの能力が高いところがあれば採用されるという形で客観的にやっております。

さらに今、政府では基本計画にも掲げられております、どのように業務を進めていくのかというような、いわゆる統計の作成プロセスに関しても、客観的に細分化したマニュアルといいますかチェックリスト的なものも作って確認していこうというような取組を進めているところです。

○西郷部会長 補足していただけますか。

○田邊経済産業省大臣官房調査統計グループ統計企画室参事官補佐 今、審査官がおっしゃっていただいたことがそのままです。

経済産業省でも、総合評価をする時は、今、おっしゃっていたような項目をベースにチ

チェックシートを作っておりまして、どんな統計調査に携わったことがあるかとかいうような事業者の今までの経験等も含めて加点対象にして審査をして、点数を付けていくという評価をしています。

○西郷部会長 宮川委員は今の御説明でよろしいですか。

○宮川委員 私は評価方法について具体的な内容、また客観的な指標が使われているということが分かったので結構です。

○西郷部会長 分かりました。

ありがとうございます。

一番避けなければいけないのは、最低価格落札方式をとって余り経験のない事業者がそれを落札してしまうというところが一番注意しなければいけない部分ということになりますので、それに関しましては、今、御説明いただいたとおり、非常に細かいチェックリストがありまして、それをパスするような事業者であり、それに加えて、総合というところでは言われているとおり、いろいろな工夫が見られるということであれば、そこをお願いするという格好になっていますので、恐らくはそういうところは大丈夫なのではないかと思っております。

他に何か、このdの観点でありますか。

私自身は非常に細かい話が好きで、STATSとは何ですかとか、確か経済産業省は新世代統計システムを前に持っておられて、それとの関係はどうなのでしょうとか、あとは政府全体が行っているデータベースとの関連はどうなるのでしょうかとか、いろいろ聞きたいことはあるのですが、今回の審査には直接関係ないので、また別の機会に時間をとって詳しく聞きたいなと思います。

他に何かありますか。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 一点だけ、先ほどの御議論にあったところなのですが、国としてといいますか、政府としてどういう方針で民間事業者の活用であるとか、リソースの確保を考えているのかというお尋ねがありましたけれども、基本計画の中でまず言われているのは、民間事業者を活用する場合も全てを丸投げにするのではなくて、中核的業務は国がみずからやるというのが基本的なスタンスとして掲げられている点です。

今回の民間委託化におきましても、そういった企画であるとか分析・公表といった、中核業務は必ず守りましょうというところが基本になっているというところではあります。

あとは、確かに人が減ったからというところもあるのですが、どちらかと言うと経済産業省の説明の中にもありましたように、基本計画の中でも新たなニーズ、社会経済情勢の変化。ですから例えばの話ですけれども、この調査ももっとこういう集計があったらいいのではないかとか、こういう調査事項を加えたらいいのではないかとかというニーズに今まで督促業務に携わっていたような職員の方が、専らそういう企画業務とかに従事できるようになることによって、そういったニーズ対応ができるようになる。

それは基本計画の中でも最初の冒頭の大きな方針の中でそういうニーズの対応とリソースの確保も考えながら進めていきたいと思いますというところが期待されているところです。

○宮川委員 今、おっしゃったような説明だと納得できます。先ほど申し上げましたように統計に対する新たなニーズとか、項目の追加だとかそういうものは産業なり、特に商業であっても、いろいろな業態の追加だとかそういうものがあることで、より経済の実態をきっちり把握したいということがあって、でもそれは業務量も増えてしまうので、どこかに、例えば調査設計部門にそれを集中しなくてはいけないのだということを考えて、我々のノウハウで既に確立したものを民間に移行していくという考え方であればよかったです。恐らく統計委員会で議論されていたことは、少なくとも諮問の概要が、いわゆる定期的な人員の減少の中でどう対応するかという内容であったために、非常に不安感を覚えられているのではないかというのが、私は想像するところです。統計委員会で西村委員長がおっしゃったように、民間委託という大きな問題に対して、個別の問題ではなく、いろいろな統計について、民間委託をする際にリソースをどう使いたいのかということは明記してほしいというのは、恐らく統計委員会全体での委員の合意が必要、もしくはそこで今後議論して、何らかの形で合意の言葉を残しておく必要があるだろうということではないのかなということを私は申し上げたかったということです。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

それでは、dに関してはいかがでしょうか。民間委託をすることによって精度がきちんと維持できるのか、あるいは秘密が保護されるのかといろいろ5点ほど並んでいるわけですが、今の経済産業省からの御回答ですと、チェックリストを設け、なおかつ民間事業者の創意工夫まで総合的に勘案して事業者の選定に当たっては慎重を期すという御回答でしたので、少なくとも今回の諮問に関しては、御提案のとおりで適切と判断させていただこうと思いますが、いかがですか。よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

それでは、今度は論点のeということで、業務スケジュールの変更の有無に関してということで、これも調査実施者から御説明をお願いします。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 まず、全体の丙調査、丁調査の実査・集計業務を民間委託した後の調査スケジュールについては、現状の調査スケジュールからの変更予定があるかという点と、それが安定した公表スケジュールで対応がなされるようにするための担保は想定されているのか。さらなる公表の早期化の余地はあるかという3点です。

まず、1点目のスケジュールに関しましては、基本的に現状と変わらない予定での民間委託と考えております。月間の現状のスケジュール概要につきましては、速報ベースですが、丙・丁の標準的なスケジュール概要を書かせていただいております。

実際に省令で定めております法定提出期日は15日になるわけですが、これに基づ

いて、以降、督促、回収からデータ入力、速報の公表までということで、これは商動全体の速報の公表日になっておりますが、翌月の下旬ということで、統計速報については公表する。

速報の公表の後に調査対象から調査票が上がってきたものといった部分をまとめまして、ここには書いてありませんけれども、翌々月の中旬ということで、速報の公表から2週間後に確報の公表をするという予定になっております。

これも踏まえまして、現状の月回りでスケジュール予定表は現状と変わらない形での委託と考えております。

このスケジュールに合わせて、過去公表が遅れた事例は全くありません。さらに、民間委託に際しましては、スケジュールに沿って業務を進める上で十分な人員の確保を求めるとともに、もし予期せぬトラブルが起こった場合においては、経済産業省担当のしかるべき指示のもと、迅速、柔軟に対応できるバックアップの体制、例えば増員をしていただくとかいった形での仕様書にする予定です。

これを必須条件にして、決して公表には遅れ等を生じさせることがないように万全を期すとしております。

また、データ等の審査ツールにつきましては、外注業者が新たに構築されるのではなく、経済産業省が既存で活用しておりますSTATSを使用させるため、外注業者の過失によってシステムトラブル等が発生することがない。いわゆるSTATSを使うことによって従来稼働しておりますので、これを省内で使っていただくということでトラブルが生じないと考えています。

公表に最終的には遅れが生じることがないものと考えています。

最後に、更なる公表の早期化の余地です。これまで可能な範囲で当方としましては早期公表に努めてまいった次第です。そういった中で、速報が現状、翌月の下旬という形で最大限早期公表に努めている。これをさらに早めるためには、実際に考えられる部分としましては、経済産業省内の作業の短縮はもとより、民間委託分だけではなくて都道府県経由の調査分についても、法定提出期日を早める必要性が生じてくる。

都道府県でも報告者負担が増すということと、期日に間に合わない報告者も出てくる。最終的にはそういったことによって、調査精度にも影響を及ぼす関係から、さらなる早期化というところでは、現状なかなか難しいのではないかと考えています。

以上です。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

それでは、審議に入りたいと思いますけれども、今の論点eに関しまして、何か御意見等がありましたらお願いいたします。

特に早期化に関しては、丙・丁調査だけではなくて他の調査のスピードアップも図らなければいけないということなので、かなり難しいということであったのですけれども、何かありますか。

○宮川委員 特に異存はありませんけれども、先ほど切りかえの時点を9月にされたということで、私はそれで結構かと思ったのですが、経済産業省の事情ということもあります。大体商業、特に小売業の場合は8月に締めるケースが多いのではないかと考えていて、そういう意味では9月からやり始めること自体は、タイミングとしては非常に理解できると印象を持ちました。感想です。

○西郷部会長 分かりました。

他に何かありますか。

まとめますと、スケジュールに関しては大きな変更なく行える予定であるということと、公表の早期化に関しては、この丙・丁調査ばかりではなく他の調査まで含めてスピードアップを図らねばならない。それは現状では難しいので、現状のとおりスケジュールで行いたいということですが、よろしいでしょうか。

それでは、論点eに関しましても、適当と判断させていただきます。

今、審査メモの「1 今回申請された変更について」に関しては、全部これで審議していただいたということになります。

時間がかかり押しておりますので、一つ一つまとめることはいたしません。私とその都度まとめて適切であるという形で確認をいたしましたので、全体として全て提案されたとおりで適切というのがこの部会での判断であったと確認させていただきたいのですが、よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○西郷部会長 ありがとうございます。

それでは、審査メモの2番目に参りまして、いわゆる今後の課題への対応ということで、話を進めたいと思います。まずは事務局から御説明ということでしょうか。お願いいたします。

○内山総務省政策統括官(統計基準担当)付国際統計企画官 それでは、御説明をいたします。審査メモの2ページの項番2になろうかと思います。

前回の答申の際には、1点今後の課題が示されております。指摘内容につきましては、四角囲みの中にも記載しておりますけれども、丁調査のうちコンビニエンスストア調査票に関する内容です。

指摘内容と書いているところの①でも少し触れておりますけれども、コンビニエンスストア調査票におきましては、それまで地域別の商品販売額について、地域経済産業局単位、いわばブロック単位で把握されていたのですが、詳細な地域データの把握という観点から、前回、これが都道府県単位に変更されました。

ブロック単位から県単位ということで細かくなりますので、当然ながら報告者負担が増加する。一方で、子細に見ますと民間統計で代替できる部分もあった。そこで報告者負担に関するプラスマイナスの均衡を考慮した結果として、新設店と既存店とを合わせた全店舗の情報のみ把握することとして、既存店については項目を削るということにされました。

ただ、民間統計についても今後変更が生じ得るということで、当然ながら代替性の維持について常に確認をしないといけない。そこで箱書きの一番下の段落になりますけれども、業界団体との意思疎通を継続するという課題が示されたところです。

今回の部会におきましては、経済産業省の対応状況について確認をしますので、論点としては3ページ目にaからdまで掲げております。

まずaとしては、業界団体におけるデータの把握状況の確認。

bとして、業界団体との意思疎通の頻度、方法。

cといたしまして、今後の意思疎通の方法。

dといたしまして、本調査に関する民間委託の期間中に把握状況が変わった場合の対応方針。

以上4つです。

よろしく申し上げます。

○西郷部会長 ありがとうございます。

それでは、経済産業省から御説明をお願いいたします。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 資料の10ページを御覧いただきますと、現在の状況があります。前回の諮問に係る部会の審議を受けまして、実際に日本フランチャイズチェーン協会（JFA）とコンタクトをとりましたのは、最初が平成26年の5月です。この段階で、以下の部分、4点ありますけれども、確認させていただいているということです。

1点目が、先ほどの総務省からも御説明がありましたけれども、経済産業省におけるコンビニエンスストアと当方のすみ分けです。今まで経済産業省におけるコンビニエンスストアに係る調査項目自体は、全店及び既存店の販売額及び店舗数の公表を行っていたわけですけれども、これを既存店の販売額、商品分類別並びに経済産業省の経済産業局別、と店舗数を取りやめて、その替わりとしまして、他の業態別調査と同様に経済産業局別販売額自体を都道府県別販売額とするということで、JFA側と話をしてすみ分けを確認、合意しております。

JFA側は、今まで公表しておりました既存店の販売額等を今後も継続的に公表していただくということ。途中からですけれども、平成26年の7月分に、下の2ポツに書いています。①から④がありますけれども、こちらの部分について、既存店ベースで公表していただけるという形で確認をとっております。

さらには（3）としまして、JFA側で引き続き以下のような形の既存店ベースの販売額等を把握していただくとともに、時系列データを遡及して整備いただけるというところも確認をさせていただいております。

4点目としましては、この関係、すみ分けの内容につきまして、経済産業省のホームページに掲載するとともに、JFA側へのホームページのリンクを張って、ユーザー側への利便性を図ったという状況です。

b、c、dの部分ですけれども、業界団体との意思疎通とか、cの部分で意思疎通の方法はどのように行っているのか。あとは民間委託を行うに当たって、委託契約期間中にもデータの把握状況が変更されるような事象が生じた場合にどのような対応をすることを想定しているのかという部分については、関連事項ですので、b、c、dをまとめて下の段でお答えさせていただきます。

まず1点目としまして、先ほど申し上げましたaの部分の記載のとおり、前回の諮問に係る部会審議のところ、実際には平成26年5月の段階ですけれども、JFAと直接面談をさせていただいて、商業動態統計調査の改正内容を説明するとともに、今後もJFA側はコンビニエンスストアの統計調査月報で公表しているわけですが、現在のスタイルで公表を継続していただけること等を確認いたしております。

また、商業動態統計調査との役割分担。JFA側はきちんと既存店ベースのものを今後充実して公表していただけるということと、当方側の部分につきましては、既存店ベースを報告者負担ということも鑑みまして廃止をするとともに、今まで経済産業局別に公表していたものを他のホームセンターなりドラッグストア、家電大型専門店と同様に、各都道府県別に表章を細分化するというすみ分けを行っております。

2点目としまして、その後、本調査の変更承認がなされまして、平成27年2月に改正調査票が官報に告示をされた段階で、再度JFAを訪問いたしまして、既存店ベースの数値について、経済産業省のホームページでリンクの張り方について、協議をいたしております。

JFAの販売額の商品別構成比が既存店ベースでの公表に変更したことを受けまして、過去の時系列整備も追加的に行っていたということを確認しております。

また、今後、その変更がある段階では、随時連絡を頂けるということも確認しております。

さらには、丁1の対象企業数も少なく、限定的であることから、直接当方が照会してもよいということをお理解いただいているという状況です。

最後は追加ですけれども、現在までのところ、JFA側からはデータ把握の内容の変更は考えていないという報告を頂いております。変更の必要がある場合は早い段階で連絡を頂くことになっておりますし、統計データの継続性の観点からも、当省の公表データと相互関係に影響が及ばないように、今後も調整を図って連携を深めていきたいと考えております。

以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

この既存店に関しましては、前回の審議の時に残すべきではないかということで、かなり慎重に議論いたしました。その結果、今、御報告があったとおり、JFAとのすみ分けという形で、業界団体の統計でもって既存店については報告していただく。それを受けての今日の御説明だったわけですけれども、内容的にはこれまでどおりすみ分けがきちんとされて、なおかつ業界団体でも発表の内容を強化、補足するという形で、新しく追加されたような項目もある。

民間がやっていることですから、いつでもやめるということが可能なわけですが、その点に関しても御確認を頂いて、なおかつ将来的にもし変更があるということであれば、それへの対応もとっているという報告であったかと思えます。

いかがでしょうか。

お願いします。

○野呂委員 統計リソースが非常に厳しいとお聞きしておりますので、このように業界データも使うというのも一つの方法であると思えます。また、業界データに変更があった場合には、その業界からこの場合でしたらJFAから連絡してもらおうということで、これも理解したつもりです。

JFAの月報等を拝見したのですけれども、JFAの正会員についてのデータということで、注に書かれているのですが、例えば、正会員の範囲がお調べになりたいコンビニ業界全体を表わしているのかどうかとか、初めは狙いどおりであったとしても5年ぐらい経ったら当初狙っていたような業界調査になっていない可能性もあると思うのですが、業界からの調査状況の報告を待つだけではなくて、逆に行政から、業界の調査状況を見に行くようなこともお考えなのでしょうか。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 現状では、これまですみ分けをさせていただいた部分について、その段階ではきちんと当方の公表数値とJFA側の数値との比較を行いまして、チェックはさせていただいているというところです。

前回の審議のところで、その結果を御提示させていただきましたけれども、パラレルな形でパフォーマンスはいいという形の結果が出て、御承認を頂いたわけです。

カバレッジからしますと、当方の数値の方がカバレッジが高く、2企業ほど多いという状況です。

今後の部分ですけれども、これまで既存店ベースの数字を拡充していただいて商品別の数値も平成26年7月の段階で拡充していただいているということで、それ以降の部分でさらに拡充といいますか変更があるかという部分については聞いてはいないのですけれども、一応当面はないという形で、遡及をした形でデータベースを整備すると言っていたいております。

現状、それを公表していただいているということですので、質問の内容の御返事ということで、これはよろしいですか。

○野呂委員 現時点ではカバレッジが非常にいいというお話を聞いていて安心したのですが、将来的には業態が変わっていくとカバレッジ範囲が、JFAが意識せずに変わっている可能性もあると思うのですが、そのあたりをウォッチングしていくような行政サイドの対応みたいなものはお考えですかという趣旨だったのです。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 これまでの部分については連携を深めて、実際に当方の数値とJFA側の数値については、毎月既存店ベースの数値を当方は計算しておりませんが、全店ベースの数値の違い等は、毎月情報交換を

いたしまして、当方側の数値と向こうに差異がないかどうかは確認させていただいているという現状です。

○西郷部会長 よろしいですか。

他にありますか。

私から一つだけ、ユーザーのサイドから商業動態調査から既存店ベースを報告する数字が出なくなったということに関して、クレームというとおかしいですけども、そういう意見は特にはないですか。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 現状まではそういった御照会は頂いておりません。

○西郷部会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

もし他に御意見等がなければ、前回の答申における今後の課題に関しては、引き続きJFAで既存店ベースの数字がこれまでよりも拡大された形で公表されているということが確認できているということと、あとは定期的に業界団体と意思疎通を図って、今後、もし万が一既存店ベースの報告等が行われないうことが分かった段階では、きちんとそれに対応できるということが確認できましたので、今後の課題についての対応状況は適切と判断させていただきたいと思えます。

それでは、論点メモの3番目の、オンライン調査の推進に関して、まずは事務局から事前審査の状況の御説明をお願いします。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 御説明いたします。

審査メモの3ページの項番3の<オンライン調査の推進について>です。

箱書きは省略いたしまして、審査結果の欄を直接御説明いたしますが、その第2段落にありますとおり、この調査におけるオンライン調査の回収率につきましては、現状においては大体2割程度となっています。

ただ、本調査が月次調査という周期が短い調査であって、一定期間継続して回答を求めるとことを考えますと、オンライン回収率のさらなる引き上げの余地があるのではないかと考えております。

公的統計基本計画においてオンライン化の推進ということも言われておりますので、論点a、bにありますとおり、その2点につきまして、経済産業省に説明をお願いしております。

aは具体的なデータということで、回収状況の推移。bにつきましては、オンライン調査推進を図るための具体的な取組内容。

以上2点です。

お願いいたします。

○西郷部会長 ありがとうございます。

それでは、調査実施者から御説明をお願いいたします。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 それでは、1点目のaです。調査の回収状況ですが、お手元の資料の12ページの部分で1ポツとしまして、本調査の全体の調査票毎の回収率について一つの表にまとめさせていただいております。

全般的に上段が年度別、下段が直近の3カ月のそれぞれの調査票ごとの回収率を記載させていただいております。

注意点としまして、丁2から丁4の部分につきましては、ことしの7月分より一般統計から基幹統計に統合して丁調査の部分の企業調査を行い、商業動態統計調査の小売業の推計に精度向上のため導入しているということとして、その関係で上段の部分の丁2から丁3、丁4の部分では斜線を引かせていただいているということです。

丙調査の部分につきましては、全体の回収率は非常に高く99.8%の回収率を誇っているということです。丁1を初めとしまして、丁2、丁3、丁4というのが対象企業数が少ない関係もあり、丁2においては100%。丁3、丁4はドラッグストア、ホームセンターですけれども、80%近く上回っているという現状です。

それに比しまして、下段の本調査のオンライン回収率です。それぞれ回収値がありますけれども、まず、全体の平均の部分のオンライン回収率は平成24年から平成26年度は、全体20%前後の分を超えて平均的には平成26年度末までに21.1%ぐらいのオンライン化率になっている。

直近の部分で、これは19%弱ぐらいのところまで推移しているというのは、下の注を御覧いただければと思うのですが、実際に回収率が下がっているように見えるのですけれども、これは平成27年7月に母集団名簿を切りかえた関係として、甲から丁の各調査の対象事業所数が実は変わっています。

この原因としましては、後ほど御説明させていただきますが、乙調査自体オンライン化に向いていない部分の事業所があります。これらの事業所によりオンライン化率自体10%に満たないような現状になっている。

この部分は、対象数自体が平成27年の7月以降かなり増えた関係で、全体的に回収率が下がった形に見えているということです。

実際に、今、申し上げました乙調査のオンライン回収率が低い原因は以下のとおりです。1点目が乙調査の部分については、単純に調査項目が2つです。全体の販売額と従業者数を御報告いただく簡単な調査票です。

その調査票を配付して、オンラインでも回答できる旨を当然伝えてはいるのですけれども、調査項目自体が月末従業者数と月間商品販売額と少ないことから、オンライン提出の手続を踏むより紙調査票に書いて調査員に提出した方が早いとか、そういった理由でなかなかオンライン化率自体が上がらないという現状です。

また、この乙調査等、最短で1年間しか調査しないという部分です。この関係で、オンライン提出の登録をしてまで対応する事業所側のメリットが小さいということも挙げられようかと思えます。

一方で、丁1の部分もそうですけれども、オンライン化収率が低い原因です。この点につきましては、1点目として丁1の調査の対象数自体が現状12企業です。その関係からも統計調査業務の効率化に寄与しないという理由から、オンライン対象の調査としてこなかったということがあります。

しかし、昨今のオンライン促進という流れを受けまして、実際には今年の平成27年7月分の改正に合わせて導入を図っているということです。

従って、導入して間もないこともありまして、現在のところオンライン導入した企業はないのですけれども、引き続き企業に対してオンライン導入の推進を図ってまいりたいと考えています。

もう一点、bの部分です。オンラインの推進を図るために、これまでどのような取組を行ってきたのか。当該取組の効果は出ているのか。今後、どのような対策や取組を行う予定としているのかについて回答させていただきます。

1点目は、当省では、オンラインの提出率を上げるために、毎年調査票提出促進の一環として、各種統計調査における調査票の提出率の向上並びにオンライン調査への移行促進のためにリーフレットの配付とか、調査対象事業所へ電話によるオンライン提出の利用の推奨、電子調査票の改善等によってさらなる報告のしやすさなどをこれまで追求してまいりました。

2点目としまして、今後も報告者の事情、調査周期等を勘案して、オンライン回答による負担軽減効果について、引き続き周知してまいりたいと考えております。

また、丙調査の部分及び丁1～4の調査につきましては、この取組自体は今回、新たに民間委託する業務の一環としても、引き続きこれは実施してまいりたいと考えています。

以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

今のオンライン回収の現状について、資料3の12ページで具体的な数字が出ていますけれども、それに関して、例えば乙調査についてはなぜオンラインの回収率が低いのかということも詳しく御説明いただきました。

今回の変更は丙調査、丁調査の部分ではあったわけですが、オンラインが関係するということから甲、乙を含めて、可能であれば審議協力者である東京都、埼玉県からオンラインの調査の促進について、御意見を頂ければと思います。

よろしく願いいたします。

○市川埼玉県総務部統計課長 埼玉県です。

埼玉県の現状としまして、調査票の回収率自体は大体89%ぐらいで全国平均を上回っている状況ではあるのですが、オンラインの回答率になりますと、乙調査の場合は7.8%ということで、10%を切っている状況にあります。

実情としては、回答しやすい方法ということでお願いしていますので、オンライン調査を強くお願いしているという状況ではありませんが、御案内はさせていただいております。

オンライン回答率が低い理由としましては、今、御説明がありましたように、回答項目が2つだけということで、調査票に書いた方が簡単ということがあるのだらうと思うのですが、そもそも埼玉県の実情としても、少人数の事業所が非常に多いということで、対象の事業所が660ぐらいあるのですが、そのうち6割近くは従業員が10人以下。さらに全体の3割程度が5人以下という本当に小さな事業所が多いので、オンラインで回答する環境ですとか、操作できる人が十分でなかったりですとか、先ほど言ったように2項目なのでそのまま回答してしまった方が簡単だということで、オンライン回答が伸びないという実情があるのかなと認識をしております。

以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

東京都、よろしく願いいたします。

○川村東京都総務局統計部社会統計課長 東京都です。

東京都におきましても、全国の直近の例ですと、甲調査が31.6%ですが、東京都ですと、直近が甲調査が32.7%。乙調査につきましては、こちらは国の全体では6.3%ですが、東京都ですと6.4%ということで、ほぼ全体的な傾向と同じぐらいです。

その中でも、この乙調査の中身を見てみますと、調査期間が2年間のところと調査期間が1年間のところがありまして、2年間のところではオンライン提出率が11.0%。調査期間が1年間のところでは5.3%ということで、調査期間が短いところにつきましては、オンライン提出率が低い状況です。

これはなぜかということも考えますと、先ほどお話がありましたように、オンラインをするために登録をしないといけない。その時にeメールアドレスですとか、その企業のシステム環境のことを申し出ないといけない。また、そういったことを申し出るために社内決裁も必要ということで、敷居が高いと申しますか、そういったところがある。

2年間やるのであれば、苦勞するかいがありますが、1年間であればそこまでの労力かける必要はないという考えにあるのかなと思っております。

以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

それでは、この点に関しまして、委員あるいは審議協力者の方から他の御意見がありましたら伺いたいと思います。よろしいですか。

現状で、例えば乙の表に関しましては、オンラインに切りかえる労力に見合うだけの益がなかなか見つけにくいのではないかというまとめになるかと思っておりますけれども、その一方で、オンライン化の促進は基本計画でもうたわれていることでもありますので、それに関して経済産業省でも努力が行われているということから、更なる普及への努力が期待されつつも、現時点の対応としては適当というのが一つのまとめではあるかと思っておりますけれども、それでよろしいですか。

(「はい」と声あり)

○西郷部会長 それでは、3番目の論点に関しても、御報告の内容で適切と判断させていただきます。

若干時間を超過しておりますので、全ての論点についてここでまとめることはせずに、一回一回適切であると御判断を頂いたということを確認いたしまして、次回、答申をお諮りいたしますけれども、今日宿題となった事項は特にありませんでした。

途中、公的統計の将来の方向性についてという御意見があったという旨は、私が部会の審議状況の報告を行う時に、特に言及させていただきたいと思います。

最後にお願いですけれども、本日の審議内容につきまして、追加でお気づきの点等がありましたら、大変慌ただしくて恐縮なのですが、今週の金曜日の25日の午前中までに事務局まで電子メール等で御連絡いただければと思います。

先ほど申しましたように、本日の審議内容については、1月21日に開催予定の統計委員会において私から報告をさせていただきます。

最後に、事務局から連絡をお願いいたします。

○加藤総務省政策統括官（統計基準担当）付企業統計体系整備専門職 事務局からは、4点ほどあります。

まず、次回の部会ですけれども、1月下旬から2月の初旬のあたりで開催させていただきたいと考えておりますが、日程、場所の詳細については、改めて御連絡を差し上げます。

2点目は先ほど部会長から御連絡がありました。今回の審議内容等につきまして、お気づきの点等がその後ありましたら、準備の都合もありますので、大変恐縮なのですが、12月25日金曜日の午前中ぐらいいまでにメール等、適宜の方法で事務局まで御連絡いただければ幸いです。

3点目としましては、本日の配布資料ですけれども、第2回の部会でも使用させていただきますので、その際には忘れずお持ちいただきますようお願いいたします。

最後に、本日の部会の結果概要ですけれども、事務局で作成次第、またメールで御照会いたしますので、そちらについても御確認をお願いいたします。

以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、本日の部会は終了させていただきます。

遅くまでどうもありがとうございました。